

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体

—新たなガバナンスの構築を目指して—

久保田 崇*

目 次

はじめに

- 1 SDGs の定義と地方自治体との関係
 - 2 中央政府の制度と政策
 - 3 都市自治体の事例に見る政策過程
 - 4 政策過程の特徴と新たなガバナンス
- おわりに

はじめに

本稿の主たる目的は、2015年9月に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)について、我が国の地方自治体¹⁾がどのように取り組むのかを地方自治及び政策過程の観点から明らかにすることである。

SDGsが国連サミットで採択されたことを受けて、日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、2016年12月に「SDGs実施指針」、2017年12月に「SDGsアクションプラン2018」、2018年6月に「拡大版SDGsアクションプラン2018」を相次いで打ち出すとともに、同月には公募により「SDGs未来都市」となる29都市

* くはた・たかし 立命館大学大学院公務研究科教授

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

を選定した。これらの施策は外務省、環境省及び内閣府 (地方創生推進事務局) などが推進本部の下に展開している。

これを受けて、続々と SDGs に取り組む自治体が現れている²⁾。政府のこうした手厚いサポートもあり、さらに自治体における SDGs の取組は広まっていくものと考えられる。他方で、地方自治体の中には、SDGs にどこから取り組んで良いのかわからないといった声も少なくない³⁾。

そこで、本稿では、SDGs に既に取り組んでいる先駆的な自治体の事例をもとに、その共通点を探る。その際には、地方自治及び政策過程論の観点から「ガバナンス」に焦点を当てて分析を行うが、その分析からは、これまで比較的注目されていなかった「企業」の自治体政策過程への参加に着目する。企業による既得権益の確保とは異なる CSR (Corporate Social Responsibility) あるいはソーシャルグッド (Social Good⁴⁾) を追求する形での意外な連携すなわち PPP (Public Private Partnership) による新たなガバナンスが観察できたことが、本稿の主たる成果である。

議論の進め方は次の通りである。第1節では、SDGs の定義と導入背景、それらの自治体にとっての意義を「ガバナンス」との関係で確認し、政策の目的、手法及び効果を述べる。第2節では中央政府 (推進本部、外務省、環境省及び内閣府) の SDGs に関する施策を概観する。続く第3節では2市1県 (横浜市、北九州市及び滋賀県) へのインタビュー調査を元に、都市自治体の事例を提示する。そして最後に第4節で政策過程の特徴に関する本稿の知見をまとめる。

1 SDGs の定義と地方自治体との関係

(1) 国連で採択された経緯と定義

最近企業や自治体において、SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) が注目されている⁵⁾が、なぜなのだろうか。一見遠そうな国連の目標と地方自治体は、どう関係しているのだろうか。まずは

SDGsから見ていこう。

SDGs は2015年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された17の目標のことである。その下に169のターゲットと200を超える指標がぶら下がり「目標、ターゲット、指標」という三重構造で構成されている。

SDGsの17の目標



(出典) 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所「持続可能な開発目標」

これらの目標を個別に紹介することは割愛するが、目標2(飢餓)などのように我が国の地方自治体には直接該当しないような目標もある一方で、目標3(保健)、目標4(教育)、目標6(衛生)、目標7(エネルギー)、目標11(都市)、目標14(海洋資源)、目標15(陸上資源)など地方行政と関わりの深い目標がSDGsには多数含まれている。

SDGsの策定プロセスには「リオ+20」と「ポストMDGs」という2つの流れがあった。MDGsは2001年に合意され、「世界から極度の貧困や飢餓をなくすこと」など8つの目標について2015年を達成期限とした「ミレニウム開発目標: Millennium Development Goals (MDGs)」のことである。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

「リオ + 20 (Rio plus twenty)」は1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議 (地球サミット)」から20周年となる2012年に同じくリオデジャネイロで開かれた「国連持続可能な開発会議」のことであるが、この会議において MDGs の次の開発目標と統合されたかたちで SDGs を策定することが合意された⁶⁾。

では、従来の MDGs と比較して、SDGs にはどのような特徴があるのだろうか。三宅隆史は、下記の5点を挙げる。

- ① 「貧困の解消」と「環境の保全」という2本柱の統合
- ② 開発途上国だけでなく先進国も対象としているという「普遍主義」
- ③ 「格差」重視 (男女間格差, 都市・農村間格差, 地域間格差, 収入による格差など)
- ④ MDGs で達成されなかった課題に新たな課題を追加
- ⑤ 「実施手段」が明記されたこと⁷⁾

SDGs は、MDGs に比して課題は広範囲となり、先進国も対象となるなど普遍的な内容に発展したと言えるだろう。もっとも、SDGs に対する批判もある。三宅は、目標やターゲットの数が多すぎて何が優先事項なのか不明確、資金確保されていないこと、グローバル政治経済構造への根本的な問題意識の欠如 (そもそも市場経済主義が本当に持続可能な世界の実現や貧困の解消、格差の是正に資するのか) の3点を挙げる。

(2) SDGs と公的ガバナンス論

それでは、本稿で主に取り上げる地方自治体にとって、SDGs はどのような意義があるのだろうか。既に世界中の自治体において SDGs の取組が開始され関心も集まっている⁸⁾が、例えば我が国においては2017年に第1回「ジャパン SDGs アワード」本部長賞 (内閣総理大臣賞) を受賞した北海道下川町は、目標15 (陸上資源) などに関係の深い森林資源を生かした取組を進めている。

しかし、SDGs が地方自治体にとって重要な理由は、個別の目標と関わ

りが深いだけでなく、SDGsが目指す「ガバナンス」にもある。SDGsは従来のGATTやWTOに代表される国際貿易ルールや国連気候変動枠組条約(京都議定書)などのように国際法的枠組みを中心として多様なルールのセットが提供される「ルールによるガバナンス」とは異なり、法的拘束力を持たない「目標ベースのガバナンス(governance through goals)」を採用している。前者が法的枠組みの積み上げという、現在から次の一步を踏み出すフォアキャスティング(forecasting)のアプローチを取るとすれば、SDGsはその逆に、あるべき理想像からスタートし、かつ未来の姿を基準に現在の課題解決に至るバックキャスティング(backcasting)のアプローチをとる。

このようなSDGsのバックキャスティングのアプローチは、規制ではなく協調型のガバナンスを創出しようとするものであり、これまでのグローバルガバナンスには見られなかった「革新的」なものだとされる⁹⁾。確かに、法的拘束力を伴う「ルールによるガバナンス」であれば地方レベルの裁量はないか極めて少ないが、「目標ベースのガバナンス」でそれに至る道筋が必ずしも明示されていないとなれば、地方レベルにおいても工夫の余地が生じる。

他方で、SDGsは「誰ひとり取り残さない(No One Left Behind)」社会の実現を基本理念に目標17(小目標としてはターゲット16と17)には持続可能な開発のために「マルチステークホルダー¹⁰⁾・パートナーシップ(Multi-stakeholder Partnerships)」すなわち公的・官民・市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。つまり、マルチステークホルダーが各々の立場で連携しながら目標に向かうという自律分散協調型のガバナンスをSDGsは想定していると言える。

このことは、公共政策学における公的ガバナンス論、つまり政策過程において政治や行政のみならず多様な主体が参加するという議論との関係において興味深い事例となろう。

ここで、後の議論とも関係するので、公的ガバナンス論について簡単に

まとめておく。

公共政策学は当然のことながら「ガバメント (government)」を第一義的な分析対象とするが、「ガバナンス (governance)」が出現する契機となったのは官僚機構に対する信奉の危機である。官僚制に伴う腐敗や非効率性は、ガバナンスのツールとして市場やネットワークが台頭するきっかけとなった¹¹⁾。こうして政府中心の統治体制から多元的なステークホルダーを統治の担い手として捉える考え方としてガバナンス論が提起された¹²⁾のである。「統治」と訳される「ガバナンス (governance)」の定義は一義的ではないが、本稿では「政治現象に利害関心をもつステークホルダー (政府部門・非政府部門双方を含む) が統治行為をおこなっていくこと」ととらえる¹³⁾。後の議論との関係で重要なのは民間企業や NPO・NGO などの非政府部門であり、これらが政府部門もその一員に含む形でネットワークを形成することである (ネットワーク・ガバナンス)。なお「公的ガバナンス」とは、企業におけるガバナンス (コーポレート・ガバナンス: corporate governance。企業統治と訳される) と区別して公的部門におけるガバナンスを示す語であるが、本稿では単にガバナンスという場合、公的ガバナンスを意味する。

ガバメントに代わるガバナンスの動きは英米においてパブリックセクターに市場メカニズムを導入する形で始まった。1980年代にイギリスのサッチャー政権は国営企業の民営化を行い、アメリカではレーガン政権が市場化を進めた。のちに NPM (New Public Management) と総称される一連の改革の始まりである。しかしながら、1990年代に入ると、サッチャーの後を継いだメージャー政権は、国民や市民は受益者としての消費者に過ぎないとする発想から、顧客である国民や市民の側にこそ公共サービスの選択権があるとする顧客志向へと転換を図り、民間セクターのプロジェクト・ファイナンスによる資金調達にもとづく PFI (Private Finance Initiative) 事業方式を導入した。日本では、公営住宅と公務員宿舎の立て替え整備事業に多く PFI が導入されている。

以降はブレア政権において市民の位置付けも顧客からステークホルダーへと転換し、公共・企業・非営利の三者の連携・協働ネットワークが地方政府に設置されるに至る¹⁴⁾。PFIも含めてこれらはPPP(Public Private Partnership=公民連携)と呼ばれる。PPPは、市場メカニズム導入やアウトソーシングに対する代替的手段と言えるもので、1つ以上の公的行動主体が、1つ以上の民間セクターや非営利セクターの行動主体と組んで成立する。パートナーシップという考え方自体が曖昧なものなので、PPPの幅は広い¹⁵⁾。

こうしたNPM、PPPを経て台頭したのがNPO(Non Profit Organization)である。日本においては、1995年に発生した阪神淡路大震災などの災害を大きな契機として社会的に知られるようになり、1998年には「特定非営利活動促進法」(通称NPO法)の制定に至る。地方自治体にとっても、NPOは欠くことのできない存在になりつつある。例えば高齢者福祉の分野における介護サービスやお弁当宅配、話し相手サービスなどが、環境分野における政策提言や政策評価などがNPOによって担われている¹⁶⁾。このように、現在においてはガバナンスは政府部門のみならず多元的なステークホルダーが担っている。なお、こうして出来上がったマルチステークホルダー間のネットワークは、地域の課題を解決する資源とも考えられ、パットナムのいう「社会関係資本(social capital)」にもなりうる¹⁷⁾。

ところで、理論的にはNPMとこうしたネットワーク・ガバナンスは国家の空洞化を招いたとする説がある(英国ガバナンス学派、第一の波)。また、これと対立する概念として、ガバメントの役割はガバナンス(の諸アクター)を統治(ガバナンス)するから国家は統制ツールをより強化したとするメタガバナンス論がある(第二の波)。さらにこれら二者を批判して脱中心化型ガバナンス(第三の波)を主張する論がある¹⁸⁾。

本稿ではこれらの論には立ち入らないが、分析においてはマルチステークホルダーの中でも、民間企業の関与に着目する。そもそも民間企業が政

策過程に関与することは新しいことではないし、かつ珍しくもない。政官財の「鉄のトライアングル (iron triangle)」は有名である。ただしこれまでの例では、「財」を構成する企業は利益手段や圧力団体として、既得権益の確保や自己の利益の追求を図ることが目的であったとっていい。しかしながら、本稿で見る企業はこうした文脈よりむしろ、NPO に近い立場で CSR (Corporate Social Responsibility) あるいはソーシャルグッド (Social Good) の追求を図るように見える。この点について詳しくは第3節及び第4節において述べる。

(3) 政策の目的, 手法, 効果

SDGs の17の目標、169のターゲット (小目標) に示される多様な目標の追求は、それ自体世界的に重要なことであるし、日本の各地域における課題の解決にも貢献するものであろう。しかし、「地方自治体が SDGs を推進すること」の意義はなんだろうか。本節では、この政策の目的、手法、効果について述べる。

はじめに「目的」であるが、政府が設置した「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」が2017年にまとめた『「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ』の中で、自治体として SDGs 推進に取り組む意義やメリットが7点に整理されている。

- ① 地方創生と SDGs 推進の基本的考え方
- ② まち・ひと・しごとの創生に向けた持続可能なまちづくりの実現
- ③ 魅力あるまちづくりの推進への貢献
- ④ 経済・社会・環境政策の統合による相乗効果の創出
- ⑤ ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化
- ⑥ SDGs 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
- ⑦ SDGs を活かした国内外への魅力の発信

上記から、政府は SDGs について、看板政策である「地方創生」「まち・ひと・しごとの創生」に資するものと位置付けていることがわかる。

なお地方創生の定義は法令上は明らかでないが、「まち・ひと・しごと創生」については、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第1条によれば、「我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、……（以下略）」とされている。したがって、「地方自治体がSDGsを推進すること」の目的は持続可能かつ魅力あるまちづくりによる豊かな地域社会の形成やこれを担う人材の確保、就業の機会創出であると言えるだろう。

次に、「手法」としては、国レベルにおいては「自治体SDGsモデル都市」の選定を行い、このモデル都市を通じて全国に普及を図っている（さらに一部のモデル都市については、上限4,000万円の予算を投入する。次節参照）地方レベルにおいては、将来のビジョンづくりやローカル指標の設定とともに「総合計画」等への取り込みを行い、体制づくりを整えた上でステークホルダーと連携してSDGsを推進する。

続いて「効果」については、本来の意味では各自自治体における17の目標の達成が効果であるが、表面的には「（総合計画への記載などを通じて）SDGsに取り組んだ自治体の数」が増えることが効果と言える。現に政府においては、都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合について2020年に30%を目指している¹⁹⁾。また、それとは別の観点で、「ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化」を通じたガバナンス機能の強化やSDGs達成への取組を通じた自律的好循環の創出、SDGsを活かした国内外への魅力の発信等も期待される（上述の⑤～⑦）。

2 中央政府の制度と政策

本節では、中央政府のSDGs推進施策を概観する。SDGsはそれ自体広範な分野をカバーすることから、個別の目標については多くの府省が関わる²⁰⁾が、ここでは政府の司令塔であるSDGs推進本部に加え、中心的な役割を果たす外務省、環境省及び内閣府に絞って述べる。

(1) SDGs 推進本部

2015年9月にSDGsが国連サミットで採択されたことを受けて、日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置した。同本部は2016年5月20日に第1回の会合を開催し、2018年6月15日まで5回開催されている。2016年12月には「SDGs実施指針」を決定し、下記の8つの優先分野と具体的施策を定めた。「指針」では、自治体の役割の重要性が指摘されている。

- ① あらゆる人々の活躍の推進
- ② 健康・長寿の達成
- ③ 成長市場の創出，地域活性化，科学技術イノベーション
- ④ 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
- ⑤ 省エネ・再エネ，気候変動対策，循環型社会
- ⑥ 生物多様性，森林，海洋等の環境の保全
- ⑦ 平和と安全・安心社会の実現
- ⑧ SDGs実施推進の体制と手段

続いて2017年12月に開催された第4回のSDGs推進本部会合においては「SDGsアクションプラン2018」を定め、日本の「SDGsモデル」を特色付ける大きな柱として、次の三つを掲げた。

- ① SDGsと連動する「Society 5.0」の推進
- ② SDGsを原動力とした地方創生，強靱で環境に優しい魅力的なまち

づくり

③ SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント

このアクションプランの中で後述する「自治体 SDGs モデル事業」が新規創設された。さらに、2018年6月には『経済財政運営と改革の基本方針2018』『未来投資戦略2018』をそれぞれ定め、SDGs の推進を盛り込むとともに、推進本部においても『拡大版 SDGs アクションプラン2018～2019年に日本の「SDGs モデル」の発信を目指して～』を定め、主要な取組を含め更なる具体化・拡充を行うとともに、発信を強化した。

(2) 外務省

外務省は、SDGs に関する国際交渉を担当してきた経緯から、政府全体の取りまとめと普及・啓発を担当している。まず、SDGs 推進本部の下に行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者などが集まり意見交換を行う円卓会議（持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議）が設置され、外務省において2018年5月30日までに5回開催されている²¹⁾。

円卓会議においては、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム（HLPF²²⁾）における発表方法や、ビジネスを通じた持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組推進のあり方、SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメントなどが話し合われている²³⁾。

また、SDGs の達成に向けて優れた取組を行う企業・団体等を表彰する制度として外務省は「ジャパン SDGs アワード」を運営している。「ジャパン SDGs アワード」は SDGs 推進本部第3回会合（2017年6月）で創設された。2017年12月26日に第1回の結果が発表され、企業や NPO、自治体が受賞した。自治体では、北海道下川町に SDGs 推進本部長（内閣総理大臣）表彰が、北九州市に特別賞「SDGs パートナーシップ賞」がそれぞれ授与されている²⁴⁾。第2回は2018年8月1日から9月30日まで公募が行われた。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

また、外務省は社会に広がる SDGs に関連した取組を幅広く紹介することを目的に「ジャパン SDGs アクション・プラットフォーム」のサイトの運営を行っている。同サイトでは、日本政府の取組の他、企業、自治体、NGO/NPO、教育・研究機関の取組をリンク集のような形で紹介している。

(3) 環 境 省

環境省は、サブスタンス (取組の中身) の貢献と、ステークホルダーからのインプットを担当している。実際に SDGs の17の目標を見ると、目標 6 (衛生)、目標12 (生産・消費)、目標13 (気候変動)、目標14 (海洋資源)、目標15 (陸上資源) 等は、特に環境と関わりが深くなっている²⁵⁾ ほか、17の目標のうち少なくとも12が環境に関連している²⁶⁾ ことから、SDGs の内容面において中心的な役割を果たすのが環境省である。

環境省においては、環境側面からの SDGs の実施を推進するために、民間企業や自治体、NGO などの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、さらなる取組の弾みをつける場として「ステークホルダーズ・ミーティング」を開催している。外務省の円卓会議と比較すれば、環境省の「ステークホルダーズ・ミーティング」は、より環境面の取組にフォーカスしていると言える。

第1回 平成28年8月19日 「持続可能性情報の定期報告」

第2回 平成28年12月20日 「企業事例紹介」

第3回 平成29年3月22日 「食品ロスの半減」

第4回 平成29年10月13日 「パートナーシップ」

また、2018年6月に環境省はすべての企業が持続的に発展するための「持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド」を策定した。SDGs の17の目標のうち、環境に関連のある目標 4 (教育)、目標 6 (衛生)、目標 7 (エネルギー)、目標11 (都市)、目標12 (生産・消費)、目標13 (気候変動)、目標14 (海洋資源)、目標15 (陸上資源)、目標17 (実施手段) の9つを中心とした内

容となっている。このガイドでは、拡大する ESG 投資²⁷⁾ やバリューチェーンの持続可能性に触れた上で、企業にとって SDGs とは「経営リスクの回避とビジネスチャンスの獲得」にあるとする。

(4) 内閣府

内閣府（地方創生推進事務局）は、「まち・ひと・しごと創生法」等に基づき、地方創生、国家戦略特区、中心市街地活性化等の施策を進めている²⁸⁾。同事務局は、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを進めるため、環境モデル都市・環境未来都市・SDGs 未来都市構想を推進してきた。

まず、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市・地域として、2008年度に13都市を「環境モデル都市」に選定した（後に2012年度に7都市、2013年度に3都市を追加し合計23都市となった）。

次に、「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」を基本コンセプトに、2011年度に11都市・地域を「環境未来都市」に選定した。このような環境モデル都市、環境未来都市への流れを受けて、SDGs 未来都市に向けた構想が動き出す。

具体的には2017年6月に「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会」を設置し、自治体において取り組むべき点などを検討した。第5回となる同年11月29日に策定された『「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ』は自治体が SDGs 推進のために取り組むべき下記の6つの事項をまとめている。これらの事項については、第4節においてさらに検討を加える。

- ① 将来のビジョンづくり
- ② 体制づくり
- ③ 先行している各種計画とのマッチング
- ④ 水平的連携と垂直的連携

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

⑤ 情報発信による学習と成果の共有

⑥ ローカル指標の設定

これらを受けて、2018年6月15日、内閣府地方創生推進室はSDGs未来都市を発表した。公募により地方自治体から提案されたうち、29のSDGs未来都市が選定された。さらにこの29都市の中から、上限4,000万円の予算が付く「自治体SDGsモデル事業」が10事業選定された。10のモデル都市は決して多くはないが、これをきっかけに全国に取組を普及させようという意図が感じられる。

SDGs 未来都市選定都市一覧

No	提案者名	提案全体のタイトル
1	北海道	北海道価値を活かした広域SDGsモデルの構築
2	北海道札幌市	次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市・「環境首都・SAPPORO」
3	北海道ニセコ町	環境を生かし、資源、経済が循環する自治のまち「サステイナブルタウンニセコ」の構築
4	北海道下川町	未来の人と自然へ繋ぐしもかわチャレンジ2030
5	宮城県東松島市	全世代グロウアップシティ東松島
6	秋田県仙北市	IoT・水素エネルギー利用基盤整備事業
7	山形県飯豊町	農村計画研究所の再興『2030年も「日本で最も美しい村」であり続けるために』
8	茨城県つくば市	つくばSDGs未来都市先導プロジェクト
9	神奈川県	いのち輝く神奈川 持続可能な「スマイル100歳社会」の実現
10	神奈川県横浜市	SDGs未来都市・横浜 ～“連携”による「大都市モデル」創出～
11	神奈川県鎌倉市	持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造
12	富山県富山市	コンパクトシティ戦略による持続可能な付加価値創造都市の実現

13	石川県珠洲市	能登の先端“未来都市”への挑戦
14	石川県白山市	白山の恵みを次世代へ贈る「白山SDGs未来都市2030ビジョン」
15	長野県	学びと自治の力による「自立・分散型社会の形成」
16	静岡県静岡市	「世界に輝く静岡」の実現 静岡市5大構想×SDGs
17	静岡県浜松市	浜松が「五十年、八十年先の『世界』を富ます」
18	愛知県豊田市	みんながつながる ミライにつながるスマートシティ
19	三重県志摩市	持続可能な御食国の創生
20	大阪府堺市	「自由と自治の精神を礎に、誰もが健康で活躍する笑顔あふれるまち」
21	奈良県十津川村	持続可能な森林保全及び観光振興による十津川村SDGsモデル構想(仮称)
22	岡山県岡山市	誰もが健康で学び合い、生涯活躍するまちおかやまの推進
23	岡山県真庭市	地域エネルギー自給率100% 2030“SDGs”未来杜市真庭の実現～永続的に発展する農山村のモデルを目指して(私がわたしらしく生きるまち)～
24	広島県	SDGsの達成に向けて平和の活動を生み出す国際平和拠点ひろしまの取組を加速する～マルチステイクホルダー・パートナーシップによるSDGsの取組の強化～
25	山口県宇部市	「人財が宝」みんなで作る宇部SDGs推進事業～「共存同栄・協同一致」の更なる進化～
26	徳島県上勝町	SDGsでSHLs(Sustainable Happy Lives)持続可能な幸福な生活
27	福岡県北九州市	北九州市SDGs未来都市
28	長崎県壱岐市	壱岐活き対話型社会「壱岐(粋)なSociety5.0」
29	熊本県小国町	地熱と森林の恵み、人とのつながりがもたらす持続可能なまちづくりを目指して

※都道府県・市区町村コード順

自治体 SDGs モデル事業選定事業一覧

No	提案者名	モデル事業名
1	北海道ニセコ町	環境を生かし、資源、経済が循環する「サステナブルタウンニセコ」の構築
2	北海道下川町	SDGs パートナーシップによる良質な暮らし創造実践事業
3	神奈川県	SDGs 社会的インパクト評価実証プロジェクト
4	神奈川県横浜市	“連携” による横浜型「大都市モデル」創出事業
5	神奈川県鎌倉市	持続可能な都市経営「SDGs 未来都市かまくら」の創造
6	富山県富山市	LRT ネットワークと自立分散型エネルギーマネジメントの融合によるコンパクトシティの深化
7	岡山県真庭市	持続的発展に向けた地方分散モデル事業
8	福岡県北九州市	地域エネルギー次世代モデル事業
9	長崎県壱岐市	Industry4.0 を駆使したスマート6次産業化モデル構築事業
10	熊本県小国町	特色ある地域資源を活かした循環型の社会と産業づくり

※都道府県・市区町村コード順

(出典) ともに、内閣府地方創生推進室 (2018a) 『SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業の選定について (平成30年6月15日記者発表資料)』

3 都市自治体の事例に見る政策過程

本節では SDGs に取り組む先駆的な地方自治体の事例を述べる。今回ヒアリングの対象にしたのは、こうした取組で他をリードし、かつ影響力があると考えられる都道府県と政令指定都市である。まず、政府の「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」に選定されている10の都市の中から横浜市及び北九州市を、またモデル事業には選定されていないが知事が SDGs に取り組む宣言をしたことで知られる滋賀県をそれぞれ選

定した。

これら2市1県について、2018年6月から8月にかけて対面によるインタビュー調査を実施した。記述内容はヒアリング担当者の確認を経ているが、もとより全ての文責は筆者にある。

(1) 横浜市の事例

横浜市は、環境モデル都市、環境未来都市を経てSDGs未来都市に選定されている自治体である。横浜市が環境に取り組むようになったきっかけは、公害問題である²⁹⁾。

臨海部における産業活動は日本の経済成長をけん引する一方で、川崎から横浜にかけての工業地帯では、ばいじんや硫酸酸化物の降下量が増え、周辺住民を悩ませた。横浜市は住民の健康状況や大気汚染の将来予測値などの科学的データを収集し、これをもとに1964年に火力発電所と「公害防止協定³⁰⁾」を締結するなど、日本で初めて大企業と公害防止に向けた協定を締結した。

計画段階から企業と環境負荷の低減や回避について協議する取組は、横浜方式と呼ばれ、後の環境アセスメントの先駆けとなる。以降、横浜市では公害対策局を設置して様々な指導要綱を整備するなど公害対策を進めたことが、現在につながる環境への取組の背景となっている。

横浜市では現在、次期の「横浜市中期4か年計画」の策定作業を進めている³¹⁾。当該計画の中にもSDGs推進が盛り込まれているが、個別の施策をSDGsの各目標と紐づけることはあえてせず、SDGsは計画全体を貫く思想とした点が特徴である。こうすることで、市のあらゆる施策においてSDGsを意識することになるのだという。

2018年6月に選定された横浜市のSDGs未来都市の提案は、「環境を軸に、経済や文化芸術による新たな価値を創出し続ける都市の実現」をビジョンに掲げる。このビジョン実現のため実施する「自治体SDGsモデル事業（“連携”による横浜型『大都市モデル』創出事業）」は、様々な取組の

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

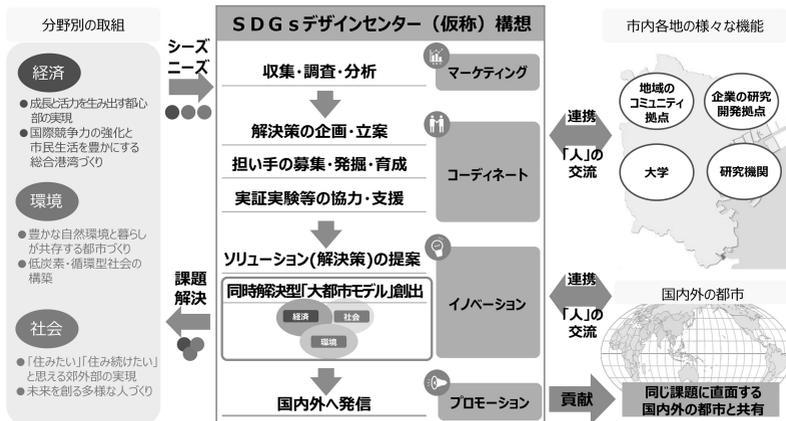
ニーズ・シーズ (種) を分野・組織横断的につなぎ、環境・経済・社会の同時解決型「大都市モデル」を創出する「SDGs デザインセンター (仮称)」を公民連携で創設するものだ。

横浜市提案・自治体 SDGs モデル事業

「連携」による横浜型「大都市モデル」創出事業

別紙

様々な取組のニーズ・シーズを分野・組織横断的につなぎ、環境・経済・社会の同時解決型「大都市モデル」を創出する「SDGs デザインセンター (仮称)」を公民連携で創設します。



(出典) 横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課「横浜市記者発表資料 (2018年6月15日)」

例えば横浜市が最近第2回実証実験の開始を発表した「I・TOP³²⁾ 未来の家プロジェクト」は、企業と連携して社会課題の解決を目指す取組である。参加メンバーには、横浜市の他、株式会社NTTドコモ, and factory 株式会社, 相鉄グループ, 富士通コネクテッドテクノロジーズなどが名を連ねる。2017年6月に発足したこのプロジェクトは、住空間におけるIoT³³⁾を活用して集積したデータを居住者にフィードバックし、快適で健康な暮らしをサポートし、将来の高齢者の独り暮らしや災害時の対応を目指す取組である³⁴⁾。

自治体 SDGs モデル事業で創設する「SDGs デザインセンター (仮称)」は、ニーズとシーズを合致させ、「未来の家プロジェクト」のような環

境・経済・社会の三側面の好循環を目指す取組を次々と生み出す「プラットフォーム」なのだという。

この構想にもあえて「連携」という言葉が使われているが、横浜市の取組の特徴は、多数のステークホルダーと協働している点である。例えば上述した「未来の家プロジェクト」や、家庭や業務ビルをはじめ既成市街地でのエネルギー需給バランスの最適化に向けたシステムの導入などをエネルギー関連事業者や電気メーカー、建設会社等34社と連携して取り組んできた「横浜スマートシティプロジェクト (YSCP)³⁵⁾」、横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力である「Y-PORT 事業³⁶⁾」など、枚挙にいとまがない。このような事業において特徴的なのは、ステークホルダーの中でも民間企業が多数参加する PPP の形を取っていることである (表参照)。

企業が参加する横浜市の連携プロジェクトの例

	I・TOP 未来の家	YSCP	Y-PORT
参加企業数	9 企業	34企業	4 企業 2 団体
参加企業名	(実証実験参加者として) グリーンブルー(株) 三和シャッター工業(株) (株)資生堂 凸版印刷(株) foo.log(株) (株)NTT ドコモ and factory(株) 相鉄グループ 富士通(株) その他、「参画メンバー」として350社・団体が登録されている。	(以下を含むエネルギー供給会社・電気メーカー・建設会社など) (株)IHI アズビル(株) オリックス(株) 清水建設(株) 大成建設(株) 東京ガス(株) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株) 東京電力エナジーパートナー(株) (株)東芝 みなどみらい二十一熱供給(株) (株)明電舎 (株)横浜国際平和会議場 (パシフィコ横浜) 他	(「Y-PORT センター」連携パートナーとして) 日揮(株) JFE エンジニアリング(株) 千代田化工建設(株) (株)日立製作所 公益財団法人地球環境戦略研究機構 (IGES) シティネット横浜プロジェクトオフィス ³⁷⁾
発足時点	2017年 6 月	2010年 8 月	2011年 1 月
主な成果	住環境のデータ収集*1	HEMS : 4,200件 太陽光パネル : 37MW	新興国における都市課題解決支援, 市内企業

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

		電気自動車：2,300台*2 など	の海外インフラビジネス支援 (上下水道分野など)
横浜市の担当部局	経済局・温暖化対策統括本部・建築局	温暖化対策統括本部	国際局 (2015年までは政策局)
関係の深いSDGs目標*3	直接的に結びつかないが、目標3 (保健) とやや近い	目標7 (エネルギー)	目標9 (イノベーション), 目標11 (都市)

(出典) 横浜市「I・TOP横浜「未来の家プロジェクト」第二回認証実験を開始します！2018年(平成30年)横浜市6月11日記者発表資料」, 横浜市温暖化対策統括本部「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」, 横浜市国際局「Y-PORT事業」などをもとに筆者作成。参加企業はI・TOP未来の家プロジェクトは2018年6月現在, YSCP(横浜スマートシティプロジェクト)2016年8月末現在, Y-PORT事業については2015年5月のY-PORTセンター発足時点の連携パートナーをカウントした。

*1 実証実験結果は2018年9月時点で未公表。

*2 2013年までに達成した目標。HEMSとはHome Energy Management System, 家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムを指す。

*3 筆者において推定した。

このような連携は、人口374万人³⁸⁾の巨大都市が抱える豊富な人材を活用できているからこそと言えるだろう。また、市役所の立場からすれば、役所だけでできる事業ではないことに加え、こうした市内の人材を活用しない手はないという³⁹⁾。

企業などこうした取組を進めるためには、職員が庁内に止まっていることなく地域に出て行く必要がある。この点、横浜市役所では、環境分野のみならず、他の分野においても、プライベートの時間を含め地域で活動する職員が多いという。こうした職員の背中を見て育った職員もまた、地域活動に積極的に取り組んでいるようだ。

ところで、横浜市においてSDGs未来都市に関する施策を担当しているのは、温暖化対策統括本部環境未来都市推進課である。名称が示すとおり、環境モデル都市、環境未来都市を経てそのままSDGs未来都市を担当する。

庁内の推進体制としては、環境未来都市推進本部があり、同本部が市役所内部の多くの部局にまたがる環境未来都市に関する計画、方針、施策、

事業等について協議し、環境未来都市計画を推進してきた。本部長は市長が務め、全ての局長・区長が構成員となっており、環境未来都市推進課が庶務を担っている。また、この推進本部の下に幹事会（環境未来都市推進本部幹事会）があり、関係課の課長級で構成される。

後述するように北九州市では、庁内の総合調整を担う企画調整局がSDGsの取りまとめを担当する。横浜市にも、庁内の総合調整を担い、横申をさす「政策局」があり、同局は先述した新たな「中期4か年計画」の策定を担当する中で、同計画の6つの中長期的な戦略とSDGsの17の目標を関連づける形でSDGsを同計画に正式に位置づけ、各分野での施策の推進などでSDGsの理念が踏まえられるように取り組んでいる。

SDGs推進に向けての障害や課題は、庁内においてSDGs未来都市の理念を理解してもらうことだという。新しい仕事が増えるのかというような誤解もあるからだ。他方、市民に対しては、SDGsという言葉よりSDGsが生み出すもの、つまりは誰もが豊かな市民生活を実感するという意識を浸透させたいと考えている。あえてSDGsという言葉自体を広めることは考えていないという横浜市の方針は、SDGsの本質を体現すべきだという意思の表れと見ることができる。

他の地方自治体に対するアドバイスとしては、自分たちしかできないこと（強み）を探りだすことではないか、と述べられた。

人口374万人を抱える巨大都市だからこその課題も多くあるが、他方で豊富な資源と言える「市民力」をつなげて様々なステークホルダーとの協働で「見える化」を図り、発信していくことが横浜市のすべきことであり、自分たちにしかできないことだという。

(2) 北九州市の事例

横浜市と同様に、2008年の国の環境モデル都市、2011年に環境未来都市を経て2018年6月には「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定された北九州市は、公害克服の経験や環境・エネルギー技術な

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

どを活かして、アジア諸国との環境国際協力と環境国際ビジネスの推進を積極的に行なっている点が際立った特徴である⁴⁰⁾。

環境国際協力では、「プノンベン」の奇跡」と称されたカンボジアでの安全・安価な水の安定供給への技術協力が知られているが、こうした実績をもとに「北九州市海外水ビジネス推進協議会」が2010年に発足し、2018年9月1日時点で市内企業会員(84社)・市外企業会員(64社)合計148社が名を連ねている⁴¹⁾。

こうした国際協力をビジネスにつなげる取組においては、廃棄物管理、エネルギー、上下水、環境保全などの北九州モデルを活用した総合的なまちづくりの輸出が主な成果とされており、下記のようなアセアン諸国と環境姉妹都市を締結するに至っている⁴²⁾。

スラバヤ市 (インドネシア)	2012年環境姉妹都市提携
ハイフォン市 (ベトナム)	2014年姉妹都市協定
プノンベン都 (カンボジア)	2016年姉妹都市協定
タバオ市 (フィリピン)	2017年環境姉妹都市提携

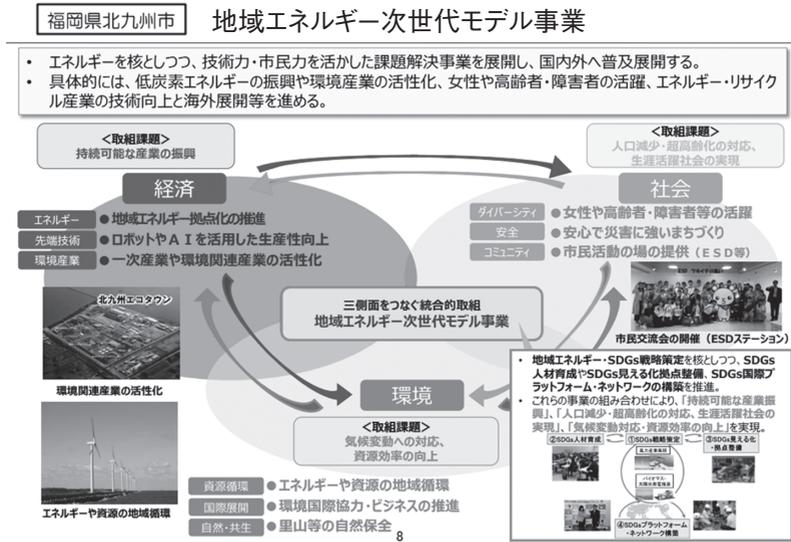
これらの成果なども評価され、2018年4月には日本国内で唯一(アジア地域で初めて) OECD(経済協力開発機構)による「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」にボン市(ドイツ)他欧州3州・地域、アルゼンチンのコルドバ州とともに選定されている。

このような北九州市の先駆的な取組の土台(背景)には何があるのだろうか。横浜市と同様に、北九州市もやはり公害の経験を持つ。戦後、四大工業地帯の一つとして日本の成長を支えてきた北九州市は、高度成長期(1960年代)の公害問題に悩まされてきた。一時期は「ばい煙の空」と言われた大気汚染や工場排水により「死の海」と言われた洞海湾の汚染はこの地域を苦しめた。

この公害に対して最初に立ち上がったのは、子どもの健康を心配した母親たちであり、これら「婦人会」の活動をはじめ、公害克服の原動力となったのが市民、企業、大学、そして行政の垣根を超えた連携だという⁴³⁾。

住民運動やマスメディアの報道が公害に対する社会の問題意識を高め、企業や行政の公害対策強化を促した。こうして、市民、企業、行政の一体となった取組により環境は急速に改善され、1980年代には環境再生を果たした奇跡のまちとして国内外に紹介されるに至る。

この経験が北九州市の現在の強みである「ものづくり」の技術、「公害克服」の経験、「市民力」につながっている。2018年6月に「自治体SDGs モデル事業」に選定された同市の「地域エネルギー次世代モデル事業」は、エネルギーを核としつつ、技術力・市民力を活かした課題解決事業を展開し、国内外へ普及展開するという内容である（図表参照）。



（出典） 内閣府地方創生推進室（2018a）『SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業の選定について（平成30年6月15日記者発表資料）』

具体的には、低炭素エネルギーの振興や環境産業の活性化、女性や高齢者・障害者の活躍、エネルギー・リサイクル産業の技術向上と海外展開等を進めるもので、SDGs が重視する環境、経済、社会という三側面をつなぐ統合的な取組となっている。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

北九州市のこうした取組を支える庁内推進体制は2つある (図表参照)。

一つは、市長を本部長、3人の副市長を副本部長とし、全ての局長と区長等を構成員とした北九州市「SDGs」未来都市庁内推進本部である。年に数回開催されるこの会議で、SDGsに関する方針や指示が全庁的に浸透するという。北橋市長がSDGs推進に関するアイデアや指示を本部会議で示すこともよくあるという。

もう一つの会議体は、ワーキンググループ (WG) である。こちらは特にSDGsと関わりの深い部局の課長級14人で構成され、先の推進本部とともに事務局 (庶務) は企画調整局政策調整課 (長) が務める。実務担当者で構成されるこの会議では、本音の議論が交わされるという。

北九州市「SDGs」未来都市庁内推進体制図

	庁内推進本部構成員	本部長・副本部長	WG 構成員
1	市長	本部長	
2	梅本副市長	副本部長	
3	松元副市長	副本部長	
4	今永副市長	副本部長	
5	会計室長		
6	危機管理監		危機管理課
7	秘書室長		
8	広報室長		
9	技術監理局長		
10	企画調整局長		◎政策調整課
11	総務局長		総務課
12	財政局長		財政課
13	市民文化スポーツ局長		総務区政課
14	保健福祉局長		総務課
15	子ども家庭局長		総務企画課
16	環境局長		○総務課
17	産業経済局長		産業政策課

18	建設局長		総務課
19	建築都市局長		総務課
20	港湾空港局長		総務課
21	門司区長		
22	小倉北区長		
23	小倉南区長		
24	若松区長		
25	八幡東区長		
26	八幡西区長		
27	戸畑区長		
28	消防局長		
29	上下水道局長		総務課
30	交通局長		
31	病院局長		
32	公営競技局長		
33	市議会事務局長		
34	教育長		企画調整課
35	行政委員会事務局長		

(出典) 北九州市ヒアリング等を踏まえ、筆者作成

(注) 庁内推進本部名簿に、WG 構成員を追記した。◎は取りまとめ課を、○は内容において中心的な課を指す。

SDGs 推進に当たって死角が見当たらないように思える北九州市だが、課題はあるのだろうか。この点、庁内の取りまとめを担当する企画調整局政策調整課は (1)SDGs という横文字をどう市民に伝えていくか、(2) SDGs のメリットをどうローカルビジネスに意識してもらうか、という 2 点を挙げた。

(1)は行政や企業はともかく、一般市民にとって国連や横文字はまだまだ馴染みにくいという点であり、北九州市のみならず全ての自治体にとって課題であろう。

また、(2)は大小の企業体よりローカルな、例えば地元のパン屋さんに

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

とってどのような意味があるのかということだという。企業にも SDGs は広がってきている。とりわけグローバルに事業を展開している企業は、「SDGs への取組」が取引相手から求められることもあるとされる。他方で、より小さい零細の企業や自営業に至るまで SDGs を意識できれば、大企業だけでなく市民生活により近いところまで含め社会全体に SDGs の取組がより浸透していくことになる。

(3) 滋賀県の事例⁴⁴⁾

SDGs に向けた政府の動きに呼応するように、滋賀県の三日月大造知事は2017年1月4日の年頭記者会見で、「国連が定める持続可能な社会の実現のための17の開発目標 (SDGs) の取組に、地方自治体として率先して参画することを宣言したい」と述べた⁴⁵⁾。

滋賀県には元々 SDGs に取り組む土壌がある。琵琶湖の保全再生活動や地域の偉人である糸賀一雄⁴⁶⁾に代表される福祉政策等の歴史、近江商人の「三方よし」の精神、地域風土も「誰一人取り残さない」と謳う SDGs の精神に合致していたのだ。

知事の年頭発言を踏まえ、滋賀県では、まず政府の窓口であった外務省に相談した上で、SDGs に関する普及啓発から取り組んだ。2017年6月1日に「サステナブル滋賀×SDGs」と題して国連経済社会局 (DESA) の政策調整・関連機関問題担当事務次長補のトーマス・ガス氏などを招聘して開催したキックオフシンポジウムがその一例である。滋賀県が滋賀経済団体連合会⁴⁷⁾と共催して実施した。他にも経済界及び NPO 等も SDGs に関連した講演会やセミナーを実施するなど、県内の普及啓発に民間も一体となって取り組んでいる。

また、県内の大学の取組も盛んである。立命館大学は2017年10月に学生による日本初の取組として「Sustainable Week」を実施した⁴⁸⁾。これは学生団体がそれぞれの個性を活かして17の目標達成に向けた取組を企画し、SDGs を体験するイベントである。また、滋賀県立大学は2018年6月の学

園祭でSDGs達成に向けた取組を推進することを学長とSDGsに取り組む学生が「SDGs宣言」として表明した⁴⁹⁾。

地方自治体の多くはまちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める「基本構想⁵⁰⁾」を概ね10年ごとに定め、その下位計画として5年程度の「基本計画」、3年程度の「実施計画」を策定する例が多い。滋賀県では現行の2015年度から2018年度までの「基本構想」及び「実施計画」が終期を迎えることから、2019年度からの次期「基本構想」にSDGsの視点を入れ込むべく作業を進めている。

今回の改定においては、SDGsの思想に通じる経済と社会と環境のバランスのとれた持続可能な滋賀の姿と、滋賀で暮らす一人ひとりの幸せを描くとともに、その実現に向けた政策を実施計画に盛り込む予定である。

また、基本構想の期間についてもSDGsを意識しつつ超高齢化社会や人口知能やIoTなどによる第四次産業革命などの社会の変化のその先を描くものとして、これまでの4年より長期の計画(2019-2030)とするべく検討中である。

滋賀県においては、後述する北九州市のような推進本部は設置されていないが、SDGsに係る取組の取りまとめや普及促進、情報発信を担当するのは総合政策部企画調整課である。環境への取組で中心的な役割を果たす琵琶湖環境部をはじめ各部局と連携しながら、全庁的な対応が必要であること、SDGsの視点を活用した施策の立案を目指すということが企画調整課が取りまとめを担当している理由である。

滋賀県にとってSDGsに取り組む意義は、「滋賀で活動する一人ひとりが世界が直面する課題を意識しながら地域課題の解決に向けた実践を進める契機となること、そのような取組の輪が広がることで、将来世代も含めたすべての人が幸せに生きる持続可能な滋賀を目指すことができる。それがひいては、世界の人たちと共に持続可能な地球を目指すことにもつながる」と考えている、と担当者は話す。

一方で、課題は(1)県内認知度が不足していること、(2)県の施策に

SDGs を取り込むことの意味付け，を挙げる。

認知度の不足を補うために普及啓発から始めた滋賀県だが，まだまだ県民への周知は不足しているという。2017年12月に滋賀県は「しらがメール⁵¹⁾」の利用者の一部を対象に，SDGs の認知度，滋賀県の SDGs に関する取組の認知度等に関するアンケートを実施した⁵²⁾。回答者190名の結果は以下の通りであった。

【「SDGs」という言葉をご存知ですか】

「良く知っている」18.9%，「少し知っている」19.5%，「聞いたことがある」16.3%，「知らない」45.3%

この結果からは「知っている」「聞いたことがある」人が半数以上の結果となったが，回答者は「しらがメール」の利用者であることを考慮すれば，一般的な県民の認知度はより低いものであると考えられる。

他方，(2)は自治体が SDGs に取り組む上で本質的な問いである。当然のことながら滋賀県にとっては国連の目標の推進を図ることが目的ではなく，施策は県民に資するものでなくてはならない。

これまで滋賀県は環境への取組を積極的に進めてきたが，それらの施策を SDGs というラベルで張り替えただけで済みますのではなく，SDGs というフィルターを通してそれらの施策をブラッシュアップすることが必要であると担当者はいう。

4 政策過程の特徴と新たなガバナンス

本節では，前節で示した自治体へのヒアリング結果を踏まえ，共通点をまとめるとともに，その内容について政策過程論における「ガバナンス」の観点から分析を行う。

(1) SDGs 推進のためのガバナンスの特徴

① 総合計画への位置付け

まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める「基本構想」「基本計画」「実施計画」などへ SDGs を盛り込むことは、自治体に取り組む重要課題として位置付けられることを意味する。滋賀県では2019年度からの次期「基本構想」に、横浜市でも次期「中期4か年計画」の策定作業中である。北九州市では策定期限の関係から現在は現行の計画を実施中であるが、次期には入れ込む予定である。

② 首長のリーダーシップと情報発信

首長のリーダーシップもまた重要である。滋賀県では、三日月知事の宣言をきっかけに、庁内一丸となって SDGs に取り組む体制が構築された。庁内推進本部において具体的なアイデアの提案や指示を出すという北九州市の北橋市長はメディアにおいて積極的に発言を行っている⁵³⁾が、そのリーダーシップは、OECD (経済協力開発機構) による「SDGs 推進に向けた世界のモデル都市」の受賞理由の一つであるとされる。横浜市の林市長もまた、シンポジウム等で積極的に SDGs に関する発信を行っている⁵⁴⁾。このように、首長のリーダーシップのもとに推進体制の構築に取り組むとともに、メディアやシンポジウムにおいて取組内容を積極的に発信して事例の共有を図っている。

③ 調整部局の関与

SDGs の中身は多岐にわたるため、環境系の部署だけでなくまちづくりや防災、インフラなどを扱う部署の関与のほか、総合調整を担う部署の関与が欠かせない。北九州市では、庁内の各施策を総合調整する「企画調整局 (政策調整課)」が庁内の司令塔である庁内推進本部の運営とともに SDGs の推進を担っていた。横浜市でも、温暖化対策統括本部 (環境未来都市推進課) が調整部局である「政策局」と連携して SDGs を推進する。

滋賀県では両市のような推進本部は設置されていないが、調整部局である「総合政策部（企画調整課）」が琵琶湖環境部をはじめ各部局をリードする。

この点、現段階においては、環境系の部署（のみ）が SDGs を取り扱っている自治体も少なからず存在するが、上記の自治体では調整部局の関与が深いと見ることができる。

④ マルチステークホルダーとの連携

今回ヒアリングを実施した自治体においては、いずれも形は異なるが、マルチステークホルダーとの連携が顕著に見られた。横浜市においては、多数の企業等との協働によるプロジェクトが多数生み出されている。また、北九州市においては、官民連携してカンボジアを含めグローバルに水ビジネスの展開を図るなど、市民・企業・行政が一体となった公害対策の経験が生かされている。滋賀県においても、経済界・NPO・大学等が連携して普及啓発活動などを行っている。これらの観察結果から特に注目すべきは、民間企業がステークホルダーとして SDGs に取り組む自治体と協働していた点である。この点については、以下の小括において更に詳しく述べる。

⑤ 公害克服経験

本稿で取り上げた先進的な自治体は、いずれも公害克服の経験がある。横浜市における臨海部の環境汚染への取組、北九州市における大気汚染や洞海湾の汚染からの回復、滋賀県における琵琶湖の浄化活動がそれである。これらの公害克服の経験から環境への取組が進み、それが SDGs の推進へとつながっている。

(2) 小 括

① 共通点のまとめ

2 市 1 県へのヒアリングの結果、下表に「SDGs 推進のためのガバナ

「**ンスの特徴**」と示す5点の共通点が抽出できた。これらの内容の一部は、自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 (2017) 『「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ』においても触れられている点であることから、対応関係も表に示した。なお、(1) 将来のビジョンづくりについては、次期計画において SDGs が目標とする2030年を展望していることが確認できた⁵⁵⁾。(6) ローカル指標の設定については、今回のヒアリングでは明確に確認できなかった。自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 (2017) にはない項目としては、⑤ 公害克服経験がある。

図表 滋賀県、横浜市及び北九州市のヒアリングで得たガバナンスの特徴

	有識者検討会 (2017) の項目	SDGs 推進のためのガバナンスの特徴
(1)	将来のビジョンづくり	① 総合計画への位置付け
(2)	体制づくり	② 首長のリーダーシップと情報発信 ③ 調整部局の関与
(3)	先行している各種計画とのマッチング	① 総合計画への位置付け
(4)	水平的連携と垂直的連携	④ マルチステークホルダーとの連携
(5)	情報発信による学習と成果の共有	② 首長のリーダーシップと情報発信
(6)	ローカル指標の設定	—
—	—	⑤ 公害克服経験

(出典) 筆者作成。自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 (2017) 『「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ』17-19頁の「自治体が SDGs 推進のために取り組むべき事項とは何か」(1)から(6)との対応関係を示した。

② 新たなガバナンスの構築

次に、本稿の主要なテーマである自治体の「ガバナンス」について、上記の「④マルチステークホルダーとの連携」に焦点を当てつつ検討する。

今回横浜市を筆頭にヒアリングを実施した自治体において見られたのは、企業が参画する新たな形のガバナンスであった。既に第1節で述べた

ように、ガバナンス論としては、1990年代から台頭したNPO・NGOに代表される「サード・セクター⁵⁶⁾」が政策過程に参画することが語られることが多かった。しかしながら、本稿で観察したのは「第二セクター」である民間企業が地方自治体と意外なる連携を実施している事実であった。このことは、「サード・セクター」であるNPO・NGOがSDGsに関与していないことを意味しないし、自治体側がNPO・NGOに代えて民間企業をパートナーシップの相手に選んだということでもない。

日本NPOセンター（一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク・地域連携アドバイザーでもある）の新田英理子によれば、我が国のNPO・NGOはSDGsの採択前からその重要性に気づき国連交渉を担当する外務省との意見交換会などの活動を始め、2017年2月には「SDGs達成のための政策提言」などの活動をミッションとする「一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク」（通称SDGsジャパン）を設立したという⁵⁷⁾から、NPO・NGOなどのサード・セクターが積極的に関与していることが読みとれる。

それではなぜ、横浜市のようなプロジェクトに企業が参加しているのだろうか。ヒアリングした限りにおいては、これらのプロジェクトに参加することにより横浜市から企業に対して委託費や補助金が払われているということではなく、参加企業の目的はデータの収集（例えば「I・TOP未来の家」における住環境データの収集など）や自社の有する技術の提供による協力を行うためである。無論、長期的な意味において、収集したデータに基づく製品・サービスの開発や協力相手国・地域におけるビジネスの展開など、参加企業が利益の追求を目的としている可能性はあるが、少なくとも短期的な意味での利益は見込めない。その意味では、鉄の三角形に代表される従来の既得権益の確保を目的とする利己的な企業参画とは異なり、公益あるいはソーシャルグッド（Social Good）を追求するCSR活動のようにも見える。地方自治体は、プロジェクトが企業の短期的な利益の追求に利用されることのないように注意深くデザインする必要があるとはいえ、こうした新たな形でのPPP（Public Private Partnership）が生み出す成果には大い

に期待できるのではあるまいか。

以下に、本稿で観察した民間企業による地方自治体の政策過程への参加に対する疑問と課題を幾つか示しておく。

第一に、今回観察されたのは「政策過程」ではなく「その先」ではないかという指摘があるかもしれない。例えばエネルギー政策を決定し実施するのは自治体だがその政策に基づき太陽光パネルの販売を行うのは民間企業である。今回の「連携」は「政策過程」の先に自治体が関与したという見方である。しかし、この例で言えば、少なくともエネルギー供給の現場ニーズを自治体が把握して政策過程にフィードバックし、(次の)政策過程に影響を与えることは否定できないであろう。

第二に、これらのパートナーの民間企業は、SDGs が採択される以前から連携されていたから SDGs が新たなガバナンスを生み出したとは言えないという指摘も可能である。確かに今回取り上げた事例は SDGs が採択された2015年9月以前に始まったものもあるが、SDGs がマルチステークホルダーとのパートナーシップを重視していることからすれば、SDGs がこのような連携を強化することはあっても弱体化することはないであろう。

第三に、今回観察されたことは有力な企業の数が多い大都市だからこそ可能になるとの指摘もできよう。これについては、小さな自治体においては、規模の大きな自治体に比べ、質量ともに企業活動が少ないのは事実であるが、だからといって企業との連携ができないとまでは言い切れない。さらには、こうした企業が参加できない政策分野においては、取組が後回しになるか、うまく進まないという可能性が考えられる。もともとと行政の役割の一つは市場メカニズムが働かない分野におけるサービスの提供であるから、むしろ企業が参加できない政策分野の方が多いのかもしれない。これらの第三の指摘については本稿では十分に調査できなかったので、今後の課題としたい。

これまでの議論をまとめると、従来のガバナンス論で語られてきた

「サード・セクター」であるNPO・NGOに加えて「第二セクター」である民間企業の自治体政策過程への参画は、企業が参加しやすい政策分野が限定される可能性と企業による短期的な利益の追求の場とならないように十分に留意する必要があるものの、新たなガバナンスを構築する可能性がある。

このことは自治体の立場で考えてみると、ガバナンスの強化という見方ができる⁵⁸⁾。既に「サード・セクター」が政策過程に加わることは珍しくないが、これに「第二セクター」である企業の持つ豊富な技術や経験が加われば、さらに異なった貢献が期待できよう。縦割り行政(sectionalism)と言われて久しいが、SDGsをきっかけに首長のリーダーシップのもとに庁内の横連携を深め、自治体内外のマルチステークホルダーとも連携しながら課題解決に当たるといふ、理想的かつ強固なガバナンスを展開できる可能性がある。

また、このようなまさにSDGsが基本理念とする「誰ひとり取り残さない(No One Left Behind)」形で諸目標に取り組むからこそ、新たな効果的な政策を生み出すことができるのではないだろうか。実際横浜市モデル事業における「SDGsデザインセンター(仮称)」は意図的にこうした政策イノベーション(分野横断的な解決策)を生み出そうとするものである。そして、一度こうしたネットワーク型のガバナンスが構築されたならば、SDGs以外の政策分野においても(政策分野によってアクターの入れ替わりはあるとしても)、それは十分に機能するのではあるまいか。

③ 今後SDGsに取り組む自治体がすべきこと

最後に、今後SDGsに取り組む自治体がすべきことを述べる。本稿で取り上げた先駆的な自治体は自分たちの強みを分析し、自分たちにできること・自分たちにしかできないことを改めて確認しつつ既存の取組をさらに進化させ、アピールするためにSDGsを「活用」していた。

先駆的な自治体だけでなく、今後は多数の自治体がSDGsに向けた取

組を始めていくことが予想される。その場合にあっては、既存の施策をSDGsの中身に沿ってラベリングするだけで終わらせてはならない。現に、「総合計画」等の改定時において、SDGsの文言を盛り込むだけで既存施策になら変化がないという事例も聞く。このような表面的な取組では、他の取組の目標や手段を念頭に置きつつ、ターゲット間での協働・連携により相互作用をきかせて効果的に取り組む(マルチターゲット・マルチアプローチ)というSDGsの本質を十分に体现できないばかりか、SDGsが矮小化されることにもなりかねない。

そうならないためには、環境・エネルギーに関する既存の取組などを、SDGsというフィルターを通して発展・進化することが必要である。

横浜市のヒアリングからヒントを得た今後SDGsに取り組む自治体がすべき「初めの一歩」は、自分たちにできること、自分たちにしかできないことを探り出すことである⁵⁹⁾。そうして再認識した「強み」を伸ばし、「弱み」を改善する際にSDGsの目標を意識し、マルチステークホルダーと連携しながら実践することが、新たなガバナンスの獲得につながるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、幾つかの先駆的な自治体のヒアリングを通してSDGsと地方自治体について考えてきた。

政府としては、外務省、環境省及び内閣府(地方創生推進事務局)がキープレイヤーであり、それらの司令塔である閣僚級のSDGs推進本部が、地方自治体や企業への普及啓発に取り組んでいる。推進本部が定めた「SDGsアクションプラン2018」に基づき内閣府が推進する「SDGs未来都市(自治体SDGsモデル事業)」は、先進的な自治体の取組を政府がサポートすることによって、全国の自治体への波及と展開を目指すものである。

本稿で取り上げた(SDGs 未来都市に選定されている)先駆的な自治体は、自分たちの強みや自分たちにしかできないことを認識し、SDGs というフィルターを通して、既に取り組んでいた施策を発展・進化させていた。更にはその過程で、首長のリーダーシップや本部の設置と横連携などの体制づくり、自治体内外のステークホルダーとの連携が図られていた。特に注目すべきは、企業との意外なる連携であろう。従来はこのような文脈では NPO 等の「サード・セクター」が脚光を浴びていた。勿論、SDGs との関係で NPO 等がマルチステークホルダーに含まれないということではないし、実際に関与していないわけではない。しかしながらそれ以上に企業が参加する形での意外なる PPP が見られたことは注目に値する。

これらは地方自治と政策過程論の観点からは、新たなガバナンスの構築につながる動きと評価できる。そしてこのような新たなガバナンスの中で既存施策をアップグレード(深化・進化)していけるかどうか、地方自治体が SDGs に取り組む上で成否を握る。

地方自治に関心を持つ一人として、SDGs を契機に、自治体レベルでの新たなガバナンスの構築と政策の進化へとつながることを強く期待するものである。同時に、時間的制約及び紙幅の制約から、今回分析の対象とした自治体の数が限られるために精緻な理論化には至らなかった。今後に残された課題としたい。

注

- 1) 法令では「地方公共団体」と呼ばれるが、本稿では通称である「地方自治体」または単に「自治体」を使用する。
- 2) 内閣府によれば、情報交換などを行う「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」に加盟する都道府県及び市区町村の数は、2018年(平成30年)8月31日現在で205団体である。内閣府地方創生推進室(2018b)41頁。
- 3) 筆者がアドバイザーを務める地方自治体などでそうした声を聞くことがある。
- 4) 社会貢献に関する活動を支援・促進する取組を指すことが多い。具体例としては、水や空気の浄化、街の緑化、教育やヘルスケアなどが挙げられる。
- 5) 例えば、『ガバナンス』(ぎょうせい)2018年8月号や『地方行政』(時事通信社)2018年4月9日から同年8月6日の計10回の月曜連載などにおいても SDGs と自治体の特集が

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

組まれている。

- 6) 田中治彦・三宅隆史・湯本浩之 (2016) 第4章の三宅の記述を参考にした。MDGsの成果と残された課題についても、同章に詳しい。
- 7) 例えば目標4 (教育) の実施手段として、(a)教育施設を改善すること、(b)途上国から先進国の大学などへの留学のための奨学金を増やすこと、(c)質の高い教員を増やすことの3点がある。田中治彦・三宅隆史・湯本浩之 (2016) 70頁。
- 8) 例えば都市 (cities) がSDGsに取り組む手順などに触れた論文や、SDGsの達成のために自治体において統合的な情報システム (information systems) が必要だとする論文などがある。前者について Kanuri, C., Revi, A., Espey, J. and Kuhle, H. (2016)、後者について Corbett, J. and Mellouli, S. (2017) 参照。
- 9) 「目標ベースのガバナンス (governance through goals)」については、Kanie, N. and Biermann, F. (2017) と蟹江憲史 (2017) に詳しい。
- 10) 「ステークホルダー (stakeholder)」は、もともとは賭金保管人を意味する語であるが、現在は積極的に利害を持つ者を指す。村松岐夫編著 (2010) 138頁。「マルチステークホルダー」は多様な利害関係者を指す。
- 11) マーク・ベビア (2013) 98頁以降。
- 12) R.A.W. Rhodes (1997)。
- 13) 山本啓 (2014: 5-6) によれば「ガバナンスとは、グローバル・レベルからローカル・レベルまで、あらゆるレベルにおける政治現象に利害関心をもつステイクホルダー (利害関係当事者) としてのアクターが、ガバニング (統治行為) をおこなっていく、あるいはガバニングに関与していくことを意味する総称である」とする。
- 14) 2000年にイングランドの地方政府に「地域戦略パートナーシップ」(LSP: Local Strategy Partnership) が、スコットランドとウェールズにも名称は異なるが同様なネットワーク組織が設置されたという。山本啓 (2014) 178-180頁。
- 15) マーク・ベビア (2013) 114頁。
- 16) 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2015) 267頁。
- 17) 「社会関係資本」については、Putnum, Robert D. (1993) 参照。
- 18) これらの論争の詳細は本稿では省くが、堀雅晴 (2017) 第4章、マーク・ベビア (2013) 第4章及び Bevir, M. and R.A.W. Rhodes (2010) 参照。
- 19) 『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版』(2017年12月閣議決定) 参照。
- 20) 例えば、2018年1月に設置された「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」を構成するのは内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の17機関である。内閣府地方創生推進事務局 (2018) 1頁。
- 21) 設置根拠によると「円卓会議の開催に係る事務は、外務省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。」とされているが、同会議は全て外務省を会場に開催されていることから事実上外務省が担当していると考えられる。
- 22) HLPF (High Level Political Forum) は2015年9月国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」文書において、同アジェンダの実施をレ

- ビューするグローバル・レベルでのフォローアップ・プロセスと位置づけられている会合である。外務省「ジャパン SDGs アクション・プラットフォーム」参照。
- 23) 首相官邸のSDGs推進本部のホームページに掲載されている議事概要に基づく。「SDGs推進本部」ホームページ参照。
 - 24) 外務省「第1回「ジャパン SDGs アワード」結果」参照。
 - 25) 環境省(2017)第1章より。
 - 26) 環境省「持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs」参照。
 - 27) 投資するために企業の価値を測る材料として、非財務情報である環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の要素を考慮する投資のこと。
 - 28) 特に断りのない限り、本節の内閣府に関する記述内容は内閣府地方創生事務局のホームページに掲載されている資料に基づく。
 - 29) 本節における横浜市に関する記述は、2018年8月20日に筆者が実施したインタビュー調査が元になっている。対象は横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課である。
 - 30) この協定の内容は、法律より厳しい内容であった。本節の公害に関する記述は横浜市環境創造局政策課(2016)による。
 - 31) ヒアリングを実施した2018年8月時点。「中期4か年計画」は2018年5～6月に素案に対する意見募集(パブリックコメント)を行い、議会の決議を得た上で同年10月に策定された。
 - 32) I・TOPはIoTオープンイノベーション・パートナーズの略である。
 - 33) IoTは「Internet of Things」の頭文字を取った単語で「モノのインターネット」を意味する。例えばテレビやエアコンがインターネットにつながることで、遠隔からも認識や計測、制御などが可能となるとされる。詳しくは総務省(2015)参照。
 - 34) 横浜市「I・TOP横浜「未来の家プロジェクト」第二回認証実験を開始します!2018年(平成30年)横浜市6月11日記者発表資料」参照。
 - 35) 横浜市温暖化対策統括本部「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」参照。
 - 36) Yokohama Partnership of Resources and Technologiesの略である。横浜市国際局「Y-PORT事業」参照。
 - 37) 「シティネット横浜プロジェクトオフィス」は、アジア太平洋地域の都市問題の改善・解決を目指す非営利の国際組織シティネット(本部:韓国ソウル特別市。139の都市や団体が名を連ねる)の加盟都市や団体を対象に、地域防災や防災教育、環境(環境教育やごみ問題)等をテーマにした国際協力事業を展開する。シティネット横浜ウェブサイト参照。
 - 38) 2018年8月1日現在。横浜市統計ポータルサイトによる。
 - 39) 担当者は市内の人材を「人財」=「市民力」と表現していた。
 - 40) 本節における北九州市に関する記述は、2018年7月31日に筆者が実施したインタビュー調査が元になっている。対象は北九州市企画調整局政策調整課及び環境局である。
 - 41) 協議会の会員数については北九州市海外水ビジネス推進協議会ウェブサイト参照。
 - 42) 北九州市企画調整局政策調整課(2017)5頁。
 - 43) PRESIDENT(2018)による。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

- 44) 本節における滋賀県に関する記述は、2018年6月11日に筆者が実施したインタビュー調査が元になっている。対象は滋賀県総合政策部企画調整課及び琵琶湖環境部自然環境保全課である。
- 45) 滋賀県 (2018) 「SDGs は「未来との約束」～持続可能な滋賀に向けて～」『広報誌「滋賀プラスワン」』平成30年 (2018年) 1・2月号。
- 46) 1914-1968。日本の社会福祉の実践家。滋賀県庁職員を経て知的障がい児と戦災浮浪児を保護・教育するための「近江学園」を設立し、「この子らを世の光に」の考えを打ち出した。公益財団法人糸賀一雄記念財団ウェブサイト参照。
- 47) 滋賀県商工会議所連合会, 滋賀県商工会連合会, 滋賀県中小企業団体中央会, 滋賀経済同友会, (一社) 滋賀経済産業協会, (公社) びわこビジターズビューローなどにより構成される。
- 48) 滋賀県草津市にある立命館大学びわこ・くさつキャンパス (BKC) にて実施。立命館大学「日本初, 学生主催のSDGs 体験型イベント「Sustainable Week」開催」(2017年10月27日更新) による。
- 49) その他, 滋賀大学も2017年にキャンパスSDGs 講演会を実施している。滋賀大学「キャンパスSDGs 講演会: 12月14日」参照。
- 50) 「基本構想」はかつて地方自治法により策定が義務付けられていたが, 2011年の同法改正により義務付けが撤廃された。
- 51) 「しらせる滋賀情報サービス」の略称。防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を, 登録した方へ電子メールで配信するサービス。滋賀県「しらしが(しらせる滋賀情報サービス) ご案内」参照。
- 52) 滋賀県「SDGs に関するアンケートの結果 (2018年2月2日)」。
- 53) 例えば PRESIDENT (2018) でインタビューに答えている。
- 54) 例えば2018年7月31日に東京都内で開催された「日経SDGs フォーラム シンポジウム」などにおいて横浜市のSDGsの取組を報告している。
- 55) 次期計画の改定を行っていない北九州市を除き, 横浜市及び滋賀県の次期計画においてSDGsを念頭に置いた2030年の展望が確認できる。
- 56) 第1セクター (政府部門), 第2セクター (民間営利部門, 市場部門) に対する第3の部門 (民間非営利活動部門) としての「サード・セクター」のこと。新川達郎編著 (2011) 218頁。「第3セクター」は別の意味を表す語として紛らわしいので本稿でも「サード・セクター」を使用する。
- 57) 新田英理子 (2018)。一般社団法人SDGs市民社会ネットワークのウェブサイトによると, 参加団体数は2018年8月現在で100団体である。
- 58) 第1節で述べたガバナンス理論 (英国ガバナンス学派, 第一の波) に則れば, 自治体が空洞化したと考えることも可能であるが, 少なくともSDGsや日本政府はこれらマルチステークホルダー間のネットワークを肯定的に位置付けている。
- 59) 自治体SDGs推進のための有識者検討会 (2017: 14) も「SDGsという世界共通のものさしで客観的に自己を分析することにより, その魅力や更に魅力を高めるための必要な要素を再認識することや劣った部分の改善の方向を知ることが可能となる。」と述べている。

文献目録

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉 (2015) 『公共政策学の基礎』有斐閣
一般社団法人SDGs市民社会ネットワーク (略称: SDGs ジャパン) <https://www.sdgs-japan.net/sdgs-1> (2018年10月23日最終閲覧)
- SDGs推進本部 (2016) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryoul.pdf> (2018年10月4日最終閲覧)
- SDGs推進本部 (2017) 「SDGsアクションプラン2018」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/actionplan2018.pdf> (2018年10月4日最終閲覧)
- SDGs推進本部 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/> (2018年8月27日最終閲覧)
- 外務省「ジャパンSDGsアクション・プラットフォーム」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html> (2018年8月27日最終閲覧)
- 外務省「第1回「ジャパンSDGsアワード」結果」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/japan_sdgs_award_dai1/siryoul.pdf (2018年8月16日最終閲覧)
- 蟹江憲史 (2017) 『持続可能な開発目標とは何か』ミネルヴァ書房
- 環境省 (2017) 『平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書』日経印刷
- 環境省 (2018) 『持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド』 <http://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html> (2018年10月5日最終閲覧)
- 環境省「持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs」 <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html> (2018年8月27日最終閲覧)
- 北九州市海外水ビジネス推進協議会 <http://kowba.jp/> (2018年9月28日最終閲覧)
- 北九州市企画調整局政策調整課 (2017) 『北九州市環境未来都市 5年間の軌跡と「SDGs」』北九州市企画調整局政策調整課
- 公益財団法人糸賀一雄記念財団 <http://www.itogazaidan.jp/date/> (2018年10月5日最終閲覧)
- 国連開発計画 (UNDP) 駐日代表事務所「持続可能な開発目標」 <http://www.undp.org/content/tokyo/ja/home/sustainable-development-goals.html> (2018年9月24日最終閲覧)
- 滋賀県 (2018) 「SDGsは「未来との約束」～持続可能な滋賀に向けて～」『広報誌「滋賀プラスワン」』平成30年(2018年)1・2月号 http://www.pref.shiga.lg.jp/person/hiroko_kuniya/index.html (2018年8月16日最終閲覧)
- 滋賀県「SDGsに関するアンケートの結果 (2018年2月2日)」 http://www.pref.shiga.lg.jp/person/hiroko_kuniya/index.html

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) と地方自治体 (久保田)

shiga.lg.jp/a/kikaku/sdgs/files/sdgsquestionnaire2017.pdf (2018年 8月17日最終閲覧)

滋賀県「持続可能な開発目標 (SDGs) に関する取組について」http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/files/sdgsnotorikumi_2.pdf (2018年 8月17日最終閲覧)

滋賀県「しらしが (しらせる滋賀情報サービス) ご案内」http://www.pref.shiga.lg.jp/c/it/shiga_info/info_top.html (2018年 8月16日最終閲覧)

滋賀大学「キャンパス SDGs 講演会: 12月14日」<https://www.econ.shiga-u.ac.jp/community/28/2/sdgs1214.html> (2018年10月 5日最終閲覧)

自治体 SDGs 推進のための有識者検討会 (2017)『「地方創生に向けた自治体 SDGs 推進のあり方」コンセプト取りまとめ』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/sdgs_concept.pdf (2018年10月 4日最終閲覧)

シティネット横浜 <http://citynet-yh.org/japanese/> (2018年 9月27日最終閲覧)

総務省 (2015)『平成27年版情報通信白書』日経印刷

曾我謙悟 (2013)『行政学』有斐閣

田中治彦・三宅隆史・湯本浩之 (2016)『SDGs と開発教育』学文社

内閣府地方創生推進室 (2018a)『SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業の選定について (平成30年 6月15日記者発表資料)』<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/pdf/result01.pdf> (2018年10月 4日最終閲覧)

内閣府地方創生推進室 (2018b)『地方創生に向けた自治体 SDGs 推進について』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/jichitai_sdgs_suishin.pdf (2018年10月 4日最終閲覧)

内閣府地方創生推進事務局 (2018)『地方創生に向けた自治体 SDGs 推進事業について』https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousei_setu_meikai/h30-01-11-shiryu17.pdf (2018年10月 4日最終閲覧)

新川達郎編著 (2011)『公的ガバナンスの動態研究: 政府の作動様式の変容』ミネルヴァ書房

新田英理子 (2018)「「誰一人取り残さない」世界の実現に向けて」『月刊自治研』2018年 1月号, 45-49頁, 自治労サービス

PRESIDENT (2018)「「SDGs」達成に取り組む北九州市の強みとは何か」『PRESIDENT』2018年 4月16日号, 146-147頁。

堀雅晴 (2017)『現代行政学とガバナンス研究』東信堂

マーク・ベビア (2013)『ガバナンスとは何か』(野田牧人訳) NTT 出版

村松岐夫編著 (2010)『テキストブック 地方自治 第2版』東洋経済

- 山本啓 (2014) 『パブリック・ガバナンスの政治学』 勁草書房
- 横浜市「I・TOP 横浜「未来の家プロジェクト」第二回認証実験を開始します！
2018年（平成30年）横浜市 6月11日記者発表資料」<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/happyou/pdf/0611shinsangyo.pdf>（2018年10月4日最終閲覧）
- 横浜市温暖化対策統括本部「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/yscp/>（2018年8月26日最終閲覧）
- 横浜市温暖化対策統括本部環境未来都市推進課「横浜市記者発表資料（2018年6月15日）」<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/press/h30/sdgs0615.pdf>（2018年9月28日最終閲覧）
- 横浜市環境創造局政策課（2016）『横浜の環境』横浜市環境創造局政策課
- 横浜市国際局「Y-PORT 事業」<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/yport/about/>（2018年8月26日最終閲覧）
- 横浜市統計ポータルサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/jinko/news-j.html>（2018年8月22日最終閲覧）
- 立命館大学「日本初、学生主催のSDGs 体験型イベント「Sustainable Week」開催」（2017年10月27日更新）<http://www.ritsumeit.ac.jp/news/detail/?id=868>（2018年10月4日最終閲覧）
- Bevir, M. and R.A.W. Rhodes** (2010) *The State as Cultural Practice*, Oxford University Press
- Corbett, J. and Mellouli, S.** (2017) “Winning the SDG battle in cities: how an integrated information ecosystem can contribute to the achievement of the 2030 sustainable development goals,” *Info Systems Journal* Vol. 27, pp. 427-461.
- Kanie, N. and Biermann, F.** (2017) *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*. MIT Press.
- Kanuri, C., Revi, A., Espey, J. and Kuhle, H.** (2016) “Getting Started with the SDGs in Cities: A Guide for Stakeholders,” Sustainable Development Solutions Network.
- Putnam, Robert D.** (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press. (ロバート・D・パットナム 河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義 - 伝統と改革の市民的構造』 NTT 出版)
- R.A.W. Rhodes** (1997) *Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability*, Open University Press.